明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
一　○特定国外派遣組織を指定する件（総務一二）
○除籍が滅失した件（法務三七）
○日本国に帰化を許可する件（同三八）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三九、四〇）
二　○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三〇）
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件（厚生労働一四）
三　○保安林の指定をする件（農林水産一二八～一三三）
○保安林の指定を解除する件（同一三四～一三六）
四　○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（国土交通六三）
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁三）
○道路に関する件（関東地方整備局二〇）
○高速自動車国道に関する件（同二一、二二）
五　○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（同二三）
○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局一〇）
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局七）
六　○道路に関する件（同八、九）
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局九、一〇）
〔国会事項〕
七　国家公安委員会　警察庁　法務省　水産庁
〔人事異動〕
七　国家公安委員会　警察庁　法務省　水産庁
〔叙位・叙勲〕
七　日本工業規格
〔官庁報告〕
八　法務
八　公証人任免（法務省）
八　産業
八　日本工業規格（厚生労働省・経済産業省）
八　労働
八　最低賃金の改正決定に関する公示（神奈川労働局最低賃金公示一）
八　公聴会
八　一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）
九　国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）
〔公告〕
一〇　諸事項
一〇　官庁
一〇　財団、司法書士懲戒処分、新たな政府専用機の提案要求書の案に対する意見招請に関する説明会関係
一〇　裁判所
一〇　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
一〇　地方公共団体
一〇　教育職員免許状失効関係
一〇　会社その他
一〇　会社決算公告

告示

○総務省告示第十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称　平成二十五年度日米豪共同訓練等（グアム）実施部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年一月二十八日から平成二十六年三月十三日まで

三　派遣人数（概数）　四百三十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国グアム

○法務省告示第三十七号

鹿児島県霧島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年二月二十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、霧島市役所又は鹿児島地方法務局霧島支局に照会すること。

平成二十六年一月二十七日

法務大臣　谷垣　禎一

鹿児島県姶良郡横川村上ノ四百五十一番地　長﨑　ノブ

○法務省告示第三十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年一月二十七日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　東京都台東区今戸１丁目23番10号
チョトンエバ・アセーリ　昭和50年５月18日生

住所　横浜市中区本牧原５番３―107号
李　仲明　昭和31年９月19日生

李　貞實　昭和33年11月９日生

續　純　昭和61年12月14日生